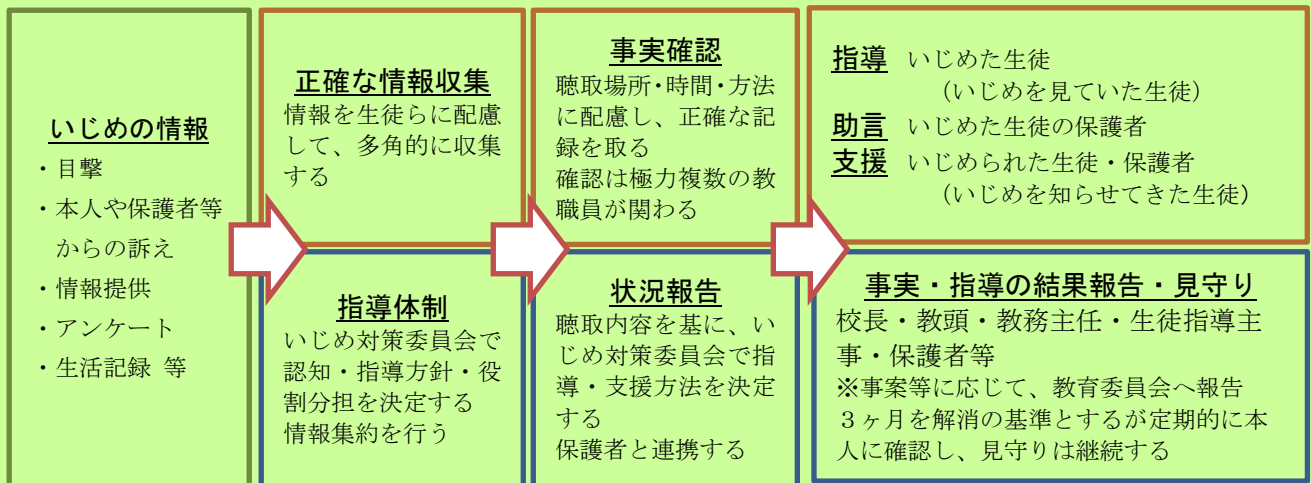




○ いじめ対応の流れ



いじめ対策委員会 事案の認知を行い、対策チームを編成する(当該いじめ事案に関係する職員が加わる)

第3 重大事態への対処

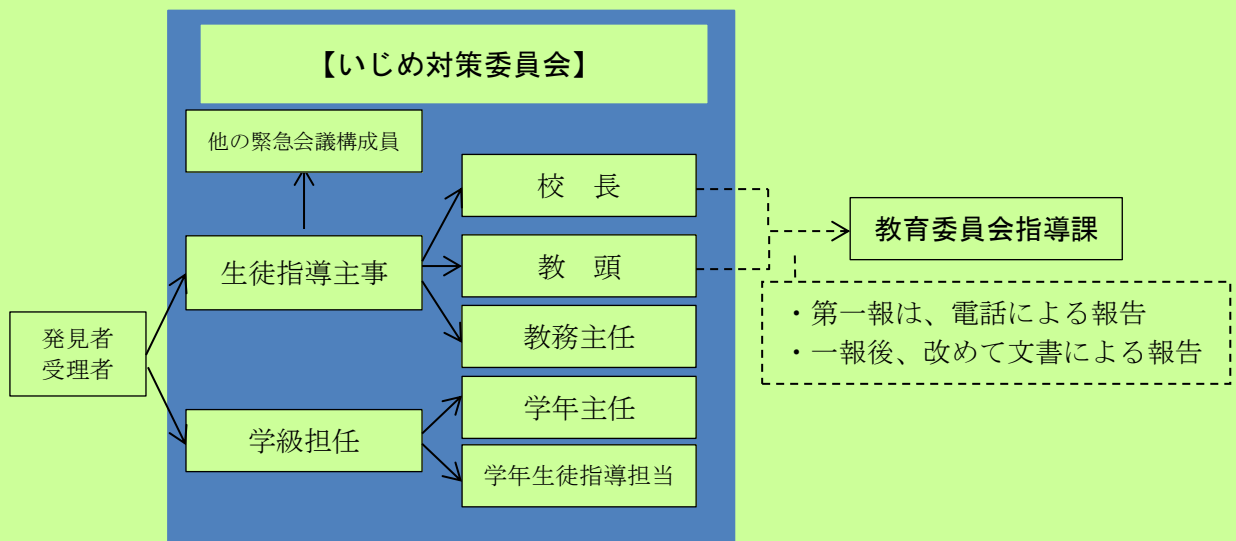
○ 重大事態の意味

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき
- ③ いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

○ 対処手順

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する
- ② 教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する
- ③ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する
- ④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る
- ⑤ 調査結果を教育委員会指導課に報告する

○ 重大事態発生時の連絡体制図



第4 学校評価における留意事項

○ いじめの実態把握や対応が促さるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する

- ① いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること
- ② いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること